

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：農業農村の整備 用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業用の用排水路等を整備するものである。用排水路は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

2 主な成果

設計・施工段階においては、ゲート更新に際し周辺環境に配慮した塗装色としたほか、仮設工（水替え等）は必要最小限とし、水路内で確認された生物については退避させるなど周辺環境や生息生物の生育環境への負担軽減に努めた。

調査・計画段階においては、ため池法面の一部を芝張りとし、緑地を確保することにより環境に配慮した計画を作成した。

3 今後の方針

農業用の用排水路は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。この水辺空間は、地域住民や都市住民にとっても憩いと安らぎの場となっている。本年度からは、地域住民と一体となり水辺空間の整備を行う「川の国埼玉はつらつプロジェクト」が新たにスタートするため、農家だけでなく、地域住民等の積極的な参加を促し、地域ぐるみの整備を進めていきたいと考えている。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業費だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたっては地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度

部局名：農林部

事業種名：8. 農業農村の整備 用排水施設整備

事業

番号	事業名	配慮事項・ 段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合 評価
1	かんがい排水事業（川島）	施工段階	9	7	77.77777778	3
2	かんがい排水事業（小鹿野用水）	施工段階	13	12	92.30769231	5
3	かんがい排水事業（生野）	施工段階	6	6	100	4
4	かんがい排水事業（荒川中部左幹 線）	施工段階	3	3	100	4
5	かんがい排水事業（荒川中部右幹 線）	施工段階	3	3	100	4
6	かんがい排水事業（酒巻導水路）	施工段階	5	5	100	5
7	かんがい排水事業（埼玉3期）	計画段階	6	6	100	5
8	農地防災事業（秦）	施工段階	6	6	100	4
9	農地防災事業（島中領）	施工段階	4	4	100	5
10	農地防災事業（北武蔵）	計画段階	2	2	100	3
	合計		57	54		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (川島地区)
事業の規模	水管理制御設備更新、揚水機場改修1箇所	実施場所	川島町、東松山市
計画期間	平成26年度～平成28年度	段階	設計・施工段階

事業の概要：

県営かんがい排水事業「川島南部地区及び川島北部地区」造成施設である鳥羽井揚水機場、水管理制御設備について、劣化損傷や標準耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがあり、ほ場への用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。各施設の用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する必要がある。

受益面積 1,488.0ha

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・機械設備の補修において、潤滑油の流出に留意した仮設・工法により施工する。
- ・補修により生じる廃材については、適切に処分する。
- ・仮設工（水替え等）は必要最小限とし、周辺環境や水生生物の生息環境に留意する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

設計・施工段階においては、水質汚濁等の環境保全に配慮する。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（川島地区）
-----	----------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1					
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2					
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			-	

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			-	
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

		配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本方向 3						
県民等の自主的取組の促進						
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓		
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				77.8	9	7

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

3

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 小鹿野用水地区
事業の規模	用水路補修 L=3km ほか	実施場所	小鹿野町
計画期間	平成 26 ~ 31 年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>小鹿野盆地の 135ha をかんがいする目的として、県営かんがい排水事業「小鹿野用水地区」にて、昭和 31 年に造成された頭首工及び用水路について、供用開始から約 57 年が経過し、老朽化による漏水や操作不能施設があるなど維持管理が困難な状態となっていることから、安定的な営農を維持するため、保全対策工事を実施するものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

仮設工（水替え等）は必要最小限とし、水路内で確認された生物について待避させるなど周辺環境や生息生物の生育環境への負担軽減に努めた。なお、河川に設置された頭首工の補修工事完成時には、関係漁協・受注者等と調整し、生息魚種の稚魚放流を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業 小鹿野用水地区
-----	------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			-	
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			-	
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。			-	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				92.3	13	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水） 「生野地区」
事業の規模	用水路工(管水路) L=1.78km	実施場所	本庄市地内
計画期間	平成26年度～平成29年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>平成16年度から24年度にかけ国営神流川沿岸農業水利事業により老朽化した基幹的農業水利施設の改修が行われたが、本地区へ配水する老朽化した旧来水利システムによる水管理労力等の負担が重く担い手への農地集積が進まない要因となっていた。このため、新たなパイプライン化等による水管理の省力化を図るとともに、担い手への農地集積を加速化し、本地域の農業競争力の強化を図るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ 施工にて生じた建設発生土は公共事業間にて有効利用を図るとともに、コンクリート殻等については適切に再生資源プラントへ搬出を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 道路管理者の指示に基づいた埋設管の施工であったため、施設機能を優先した施工となった。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水）「生野地区」
-----	-------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100	6	6

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

4

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水） 「荒川中部左幹線地区」
事業の規模	高架水槽改修 2箇所 水路改修3.9km 水路新設13.6km	実施場所	深谷市・本庄市・寄居町地内
計画期間	平成26年度～平成31年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>国営土地改良事業（昭和34年度～昭和41年度）に造成され、老朽化や劣化による漏水等が発生していることから、農業用水施設の改修を行うとともに、畑作農業経営の体質強化を図るため、水路の新設整備を行う。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

揚水機場の地上部分の配管等の施工にあたっては景観に配慮し、彩度を6以下に抑える。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水）「荒川中部左幹線地区」
-----	------------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段階 計	工設 段階 計	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率	合計	合計
				(b / a (%))	(a)	(b)
				100	3	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水） 「荒川中部右幹線地区」
事業の規模	揚水機場・高架水槽改修 6箇所 水路新設9.1km	実施場所	深谷市・本庄市・寄居町地内
計画期間	平成26年度～平成31年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>国営土地改良事業（昭和34年度～昭和41年度）に造成され、老朽化や劣化による漏水等が発生していることから、農業用水施設の改修を行うとともに、畑作農業経営の体質強化を図るため、水路の新設整備を行う。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

揚水機場の地上部分の配管等の施工にあたっては景観に配慮し、彩度を6以下に抑える。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備事業（かんがい排水）「荒川中部右幹線地区」
-----	------------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段階 計	工設 段階 計 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		段調 段階 計 画	段設 段階 計 施 工	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段階 計	工設 段階 計	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率	合計	合計
				(b/a(%))	(a)	(b)
				100	3	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業(基幹水利施設補修型) 酒巻導水路地区
事業の規模	堰 2 箇所	実施場所	行田市桜町地内他
計画期間	平成 2 6 年度 ~ 3 0 年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本地区の玉野用水分水堰は、築造後 8 0 年が経過しており、コンクリート剥離による鉄筋露出・破断等の劣化が著しい状況にある。和田裏堰は、築造後 2 5 年が経過し、摩耗による骨材露出等の劣化損傷が確認されている。このことから経年劣化や耐用年数超過による機能不全により、ほ場への用水供給に支障を来すなど農業被害が生じることが想定されるため、計画的な機能保全対策を実施し、用水供給機能を維持し、安定的な営農の確立をはかるものである。</p> <p>堰改修 2 箇所</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ゲート更新に際し、周辺環境に配慮した塗装色とする
- ・住宅密集地での工事のため、施工時は振動、騒音対策がなされた施工とする。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備 「酒巻導水路地区」
-----	-------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	-
	切盛土量の抑制を図る。			-	-
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。			-	
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	-
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	-
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			-	-

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			-	-
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	-
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	-
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	-
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			-	-
	景観変化の緩和に配慮する。			-	-
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	-
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	-

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			-	-	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			-	-	
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100	5	5

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	かんがい排水事業（埼玉3期地区）
事業の規模	水路 15.6km、揚水機場5箇所、排水機場3箇所 など	実施場所	行田市、加須市、川島町、東松山市、久喜市、さいたま市、春日部市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、小鹿野町、熊谷市、深谷市、越谷市、草加市、八潮市、松伏町、吉川市、三郷市、本庄市
計画期間	平成24年度～28年度	段階	計画段階
事業の概要： 老朽化した農業水利施設の劣化状況を調査し、その結果に基づいて施設の機能を保全する対策方法などの計画を定めるものである			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項	事業地域は、山間地帯から平坦な水田地帯まで点在しており、それぞれ地域毎に特性がある。 それぞれの立地条件を考慮し、農業水利施設の適切かつ効率的な補修・更新が行われるよう計画を定めた。 既存施設の補修・更新に係る事業計画を定めるため、周辺の環境に影響する施設の新設・移設・増設等が発生しないよう配慮した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項	（この欄は空欄）

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（埼玉3期地区）
-----	------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	6	6

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	用排水施設整備事業（農地防災） 「秦地区」
事業の規模	樋門工、機場工、付帯工 1式	実施場所	熊谷市地内
計画期間	平成26年度～平成29年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>経年劣化等により河川伏越管が破損し受益地域への用水送水が困難な状況となり、営農への支障を来す事態が生じた。伏越管の劣化が進行した場合、河川堤防の決壊のおそれがあることから、新たに取水樋管や揚水機場を建設することにより、安定的な農業用水の供給による営農の維持及び河川堤防の決壊を未然に防止することによる地域住民の安全確保を図る。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮した。
- ・ 河川区域内の施工においては、水質汚濁を監視するため現場にてPH測定を実施した。
- ・ 施工にて生じた建設発生土は公共事業間にて有効利用を図るとともに、コンクリート殻等については適切に再生資源プラントへ搬出を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 施設管理者と調整を図った結果、維持管理等を考慮し、施設機能を優先した施工となった。

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備事業（農地防災）「秦地区」
-----	----------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうらおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100	6	6

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

4

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	用排水施設整備事業（特定管水路） 「島中領地区」
事業の規模	管水路 L=11.6km	実施場所	久喜市、幸手市
計画期間	平成26年度～31年度	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本地区の管水路はS47年に埋設された石綿管である。敷設後40年経過し、接続部の漏水が起こり、維持管理に苦慮している。大震災が起きた際には石綿管の破損により、近くにあるガス管、水道管等に影響を及ぼす恐れがあるため、石綿管に起因する影響を未然に防止する目的で、石綿を含有しない製品に代替し、地区内の農業者の健康保持と農業生産の安定を図る。</p> <p>管水路 L=11.6km（ 200～450mm）</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・石綿管撤去時には、アスベスト対応マニュアルに従い施工を行った。
- ・重機械の振動、騒音防止のため、早朝及び夜間の作業を自粛した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	用排水施設整備事業（特定管水路）「島中領地区」
-----	-------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	-
	切盛土量の抑制を図る。			-	-
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			-	-
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			-	-
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	-
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	-
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			-	-

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			-	-
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	-
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	-
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	-
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			-	-
	景観変化の緩和に配慮する。			-	-
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	-
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	-

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段階 計	工設 段階 計 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			-	-	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			-	-	
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100	4	4

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業（北武蔵地区）
事業の規模	ため池改修 1箇所	実施場所	寄居町
計画期間	平成26年度～28年度	段階	計画段階
事業の概要： ため池堤体の耐震対策として、押さえ盛り土等を実施する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

本ため池は農業水利施設であると同時に、多くの人を訪れる観光地でもある。このため、法面の一部は芝張りとし、緑地を確保する計画をとした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

取水施設の改修等では、既設の施設が利用できる場合は利用する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業（北武蔵地区）
-----	------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
基本的配慮事項 3					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。					
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。					
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	2	2

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

3

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。